福井県物価高騰対策支援金（医療機関・福祉施設等）交付要領

（趣旨）

第１条　福井県の交付する医療機関・福祉施設等における物価高騰対策にかかる支援金（以下「支援金」という。）については、この要領の定めるところによる。

（目的）

第２条　原油価格高騰および物価高の影響により、経営に大きな影響が生じている病院、診療所（健康保険法第６３条第３項第１号に基づく指定を受けている病院、診療所に限る）（市町立病院・診療所は除く）、歯科技工所（保険医療機関からの委託等を受けて歯科技工を行っている施設）、施術所（受領委任取扱施設に限る）、助産所、薬局（健康保険法第６３条第３項第１号に基づく指定を受けている薬局に限る）、高齢者福祉施設、障がい者福祉施設、私立保育所等、私立幼稚園、児童入所施設（以下「医療機関・福祉施設等」という。）に対し、電気料金の物価高騰の影響額相当分を支援することにより、事業者の経営の安定化および地域に不可欠なサービスの安定した提供につなげる。

（支援金の給付）

第３条　支援金は、県内の医療機関・福祉施設等に支援する。

２　支援金の金額は、別表１～別表３のとおりとする。

（支援金の申請等）

第４条　支援金の給付を受けようとする場合、福祉施設等は、あらかじめ指定する期日までに交付申請書（様式第１号）、福祉施設等情報（様式第２号）、振込先金融機関口座確認書類の写し（様式第３号）、その他知事が必要と認める書類を福井県の指定する委託事業者を通じて、福井県知事（以下「知事」という。）に提出するものとする。

２　医療機関等または薬局は、あらかじめ指定する期日までに医療機関等交付申請書（様式第４号）または薬局交付申請書（様式第５号）および振込先金融機関口座確認書類の写しを福井県の指定する委託事業者を通じて、知事に提出するものとする。

（申請の受付開始日及び期限）

第５条　支援金の申請受付開始日は、令和８年１１月２日（月）とし、令和８年１２月２５日（金）までに申請しなければならない。

（給付の決定）

第６条　知事は、医療機関・福祉施設等から第４条の規定に基づく申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに支援金の給付を決定するものとし、その決定の内容を申請者に通知するとともに、支援金を給付する。

（支援金の給付等に関する周知等）

第７条　知事は、福井県物価高騰対策支援金（医療機関・福祉施設等）交付事業の実施に当たり、給付対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他

の方法による医療機関・福祉施設等への周知を行う。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第８条　知事が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、医療機関・福祉施設等から第５条に定める申請の期限までに第４条の規定による申請が行われなかった場合は、給付対象者が支援金の給付を受けることを辞退したものとみなす。

２　知事が第６条の規定による給付の決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、福井県が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、給付対象者の責に帰すべき事由により給付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第９条　知事は、支援金の給付を受けた後に給付対象者の要件に該当しないことが明らかとなった者または偽りその他不正の手段により支援金の給付を受けた者に対して、給付を行った支援金の返還を求める。

（受給権の譲渡または担保の禁止）

第10条　支援金の給付を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

（その他）

第11条　この要領の実施のために必要な事項は、知事が別に定める。

【別表１】

高齢者福祉施設

対象施設	電気料支援額
（入所系） ・介護老人福祉施設 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・認知症対応型共同生活介護 ・短期入所生活介護 ・短期入所療養介護（みなし指定除く） ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・有料老人ホーム ・サービス付き高齢者向け住宅	定員×１，８００円 ※サービス付き高齢者向け住宅の定員数については、室数とする。
（通所系） ・通所介護 ・地域密着型通所介護 ・通所型サービス（第1号型通所事業） ※通所介護および地域密着型通所介護を実施していない事業所に限る ・認知症対応型通所介護 ・通所リハビリテーション（みなし指定除く） ・小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護	定員×１，４４０円 ※通所系の通所介護、地域密着型通所介護、通所型サービス（第1号型通所事業）、認知症対応型通所介護および通所リハビリテーション（みなし指定除く）の定員数については、利用定員とする。 ※通所系の小規模多機能型居宅介護および看護小規模多機能型居宅介護の定員数については、登録定員とする。
（訪問系） ・訪問介護 ・訪問型サービス（第1号型訪問事業） ※訪問介護を実施していない事業所に限る ・訪問入浴介護 ・訪問看護（みなし指定除く） ・訪問リハビリテーション（みなし指定除く） ・定期巡回随時対応訪問介護看護 ・居宅介護支援 ・福祉用具貸与	１１，８５０円／施設

【別表２】

障がい者福祉施設

対象施設	電気料支援額
（入所系） ・施設入所支援 ・共同生活援助 ・福祉型障害児入所施設	定員×１，８００円
（通所系） ・短期入所　※１ ・生活介護 ・自立訓練（機能訓練、生活訓練）　※２ ・就労移行支援 ・就労継続支援Ａ型 ・就労継続支援Ｂ型 ・児童発達支援 ・放課後等デイサービス	定員×１，４４０円
（訪問・相談系）　※３ ・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護 ・地域移行支援 ・地域定着支援 ・計画相談支援 ・障害児相談支援	１１，８５０円／施設

※１　入所系と重複するものを除く。
※２　宿泊型自立訓練を含む。
※３　一体的に運営している場合には一の事業所として取扱うものとする。

【別表３】

私立保育所等・私立幼稚園・児童入所施設

対象施設	電気料支援額
（私立保育所等） ・私立保育所 ・私立認定こども園 ・私立地域型保育事業	【高圧】定員×４２０円 【低圧】定員×３５０円
・私立幼稚園	【高圧】定員×８３０円 【低圧】定員×６９０円
（児童入所施設） ・乳児院 ・児童養護施設 ・母子生活支援施設 ・自立援助ホーム（Ｉ型） ・ファミリーホーム	【高圧】定員×４，５１０円 【低圧】定員×１，７６０円